

地域交流拠点もみの木改修工事の入札に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宇和島市民共済会の発注する建設工事等の入札に関する事項及び入札に参加する者が守らなければならない事項を定めることを目的とする。

(入札の方法)

第2条 入札は、原則として一般競争入札とする。ただし、次の場合は、随意契約により実施しても差し支えないものとする。

- ①事業性質または、目的が競争入札に適さないとき
- ②緊急の必要性により競争入札ができないとき
- ③競争入札をすることによって、不利益となるとき
- ④落札者が契約を締結しないとき

(入札参加者の資格)

第3条 入札に参加できる者の資格は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- 1 宇和島市の競争入札参加の認定を受けている者。ただし、契約の内容の特殊性により、これにより難いときはこの限りではない。
- 2 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ①親会社と子会社の関係にある場合
- ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

- ①その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- 3 工事に係る設計業務等の受託者（株式会社 松浦設計 愛媛県宇和島市丸之内5丁目9-4）と資本若しくは人事面において関連がないこと。

ア 工事に係る設計業務等の受託者

イ 次の①又は②に該当する者「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者」

- ①当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- ②建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(入札の公告)

第4条 契約担当者は、対象工事を一般競争入札に付しようとするときは、社会福祉法人いこいのホームページへの掲載等により公告する。

(通知事項)

第5条 次に掲げる事項を入札参加者に通知しなければならない。

- ①業務名・工事場所及び工事期限
- ②入札日時及び入札場所
- ③施設の概要（規模・構造・能力）
- ④計画書の図面（配置図等）
- ⑤入札保証金に関する事項
- ⑥その他必要と認める事項

(入札室において厳守する事項)

第6条 入札室においては、次にあげる事項を厳守しなければならない。

- ①入札時間の厳守
- ②入札中は、入札室の出入り禁止
- ③入札室へ入室できる者は、次のとおりとする
(1) 入札者本人 (2) 委任代理人 (3) 事前に許可を受けた本人随員の事務員1名
ただし、上記の者でも酒気帯び者の入室は認めない
- ④入札室での私語の禁止は言うまでもなく、入札執行者の許可なく勝手な行動をとらない

(入札執行人)

第7条 入札における入札執行人は、社会福祉法人宇和島市民共済会理事長とする。

(入札妨害及び違反者に対する措置)

第8条 入札執行人は、入札執行を故意に妨害したり、入札室の秩序を著しく乱す入札者に対し退場を命ずることができる。

(入札の辞退)

第9条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 指名を受けた者が入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ①入札執行前であっても、入札辞退届（様式1）を入札担当者に直接持参し、または、郵送（入札日の前日までに必着とする。）して行う。
 - ②入札執行中であっても、入札辞退届またはその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(入札の執行延期等)

第10条 入札執行者は、必要と認めるときは入札の執行を中止し、若しくは取り消し、または入札日時を延期することができる。この場合、入札執行者は、入札者の損害に対してその責任を負わないものとする。

(入札の無効)

第11条 次の各号に該当する入札は無効とする。

- ①入札に関する条件に違反した入札
- ②入札に参加する資格のない者のした入札
- ③代理権限のない者がした入札

- ④入札者または、代理人が2以上の入札をしたとき
 - ⑤入札記載の金額、氏名または印形が確認しがたい入札
 - ⑥誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札
 - ⑦金額を訂正した入札
 - ⑧明らかに連合であると認められる入札
 - ⑨入札に関し不正の行為があった入札
 - ⑩その他特に入札に際し、指定した事項に違反したとき
- 2 前項の認定は、入札執行者が行うものとし、入札者は異議の申し立てができないものとする。

(入札書の提出)

第12条 入札書は、所定の様式のものを使用し、必要な事項を記入して記名押印する。

- 2 入札書は、1件ごとに1通を作成し封筒に入れ、氏名、工事名及び入札書である事を明記して一人一人、本人（又は委任状代理人）が入札箱に投入すること。
- 3 入札書の文字の印影は、明瞭であってかつ消滅しないもので記載するものとする。
(鉛筆等は認めない。)
入札金額は、アラビア数字を用い、首標金額の頭書に「¥」の文字を記入する。

(入札者)

第13条 入札は1人1通とし、入札者又は入札者の代理人は、当該入札について他の入札者の代理人になることができない。

- 2 入札代理人は、入札開始前にその代理権限を証する書面（委任状）を提出し、入札執行者の確認を受けるものとする。
また、入札代理人の提出する入札書には、次の要領により入札者の代理人である旨を記載し、入札代理人の印を用いること。

入札者	住 所	
	氏 名	
代理人	住 所	
	氏 名	ⓐ

- 3 入札者は、入札後、設計書、仕様書、図面、契約事項、現場等について不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。

(入札書記載事項等の訂正)

第14条 入札書について記載事項の訂正及び挿入したときはその箇所に押印しなければならない。

- 2 一度提出した入札書の返還、引き換え、変更または取り消しはできないものとする。

(再度入札及び不落札の場合等の措置)

第15条 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をしたものが2以上あるときは、直ちにくじで落札者を決定するものとする。

- 2 入札回数は1回とし、予定価格を超える入札は無効とする。また、開札の結果、落札者がいないときは、入札執行者は入札を打ち切るものとする。なお、後日において設計図書の再検討、指名替え等を行い再入札を行うものとする。

(契約の締結の期間)

第16条 落札者は、落札の決定を受けてから指定期間内に契約を締結しなければならない。

ただし、やむを得ない理由があるときは、その期間の延長を求めることができる。

2 落札者が前項の規程する期間内に契約の締結を申し出ないときは、落札はその効力を失うものとする。

(予定価格)

第17条 入札執行人は、入札に付する事項の価格を予定することとし、入札通知書に記載したうえ、事前に公表を行うものとする。

2 予定価格は、入札通知時に入札執行人が決定し、工事名及び予定価格であることを明記して開札の際、これを開札場所に置かなければならない。

(最低制限価格)

第18条 最低制限価格を定めるものとする。

(その他)

第19条 この規程に定めない事項については、社会福祉法人宇和島市民共済会の理事会において定めるものとする。

(付 則)

この規程は、随意契約による見積もり合わせ等の場合にも準用するものとする。

(様式1)

(用紙A4)

入 札 辞 退 届	
工事名	
上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。	
社会福祉法人	宇和島市民共済会
理事長	稲 生 實 様
平成	年 月 日
	住 所
	名 称
	代表者氏名
	⑩

